

商標法（商号に他人の商標を使用することは公平交易法第 25 条に違反する）

【書誌事項】

当事者：A 社（上告人） vs B 社（被上告人）

判断主体：最高法院

事件番号：107 年度台上字第 539 号

言渡し日：2018 年 7 月 4 日

事件の経過：上告の棄却。

【判決概要】



上告人は係争商標の一部の文字をその商号名称の要部としており、その上、被上告人と同一又は類似の大人用オムツ販売の役務に従事しているのは、原審で認定されている事実であり、これは即ち被上告人の営業上の信用・名声に便乗する行為に該当し、公平交易法第 25 条の不正競争行為を構成するものとみなす。

【事実関係】

1. 訴訟における B 社の主張：旧名「全日美実業股份有限公司」の B 社は 1986 年に設立され、主な営業項目は大人用オムツ、大人用尿とりパッド、新生児用オムツ、ウェットティッシュ等製品の製造販売であって、傘下のブランドは「包大人」や「嘘嘘楽」、「小淘气」等のシリーズ商品がある。2002 年に商標登録第 164775 号「全日美及び図」商標（以下、係争商標一という。）、2006 年に商標登録第 1190590 号「全日美」商標（以下、係争商標二という。）の商標権を取得し、両商標はいずれも商標権の存続期間内であり商標法による保護を受けている。B 社はスウェーデン企業の C 社と合併し、「台湾愛生雅股份有限公司」へ社名変更したが、それに伴って、2014 年 4 月 17 日に係争商標の商標権者も B 社に変更された。ところが、A 社は B 社の同意を得ずに、係争商標を同一又は類似の商品の包装に使用しており、さらには、自社の商品配送車両、営業車に、「台湾最大級介護用品販売センター」及び「大人用オムツのトップブランド」等を謳う宣伝広告を表示した。自分が B 社の前身と消費者に誤認させようとしており、明らかに商標法第 68 条第 1、2 号の商標権侵害の規定を犯していると B 社は主張した。
2. 裁判の経過：
 - (1) 本件事実の概要は、侵害者（A 社）は権利者（B 社）の旧名を使用し、且つ同じ商品を販売している。権利者は第一審において、商標法第 68 条の商標権侵害及び第 70 条のみなし侵害、並びに公平交易法第 22 条の表徴（シン

ボルマーク・ロゴ) 侵害の規定に基づいて訴訟を提起したが、第一審においては権利人はいずれも敗訴した。第二審において、権利人は公平交易法第 25 条の規定を追加し、それに基づいて勝訴判決を得た。

- (2) 本件侵害者はただ包装に「全日美実業股份有限公司」を表示しており、これはあくまで会社名称としての使用であって、係争「全日美」商標を使用するわけではないため、商標法第 68 条の商標侵害に該当しない（商標権の侵害は「商標としての使用」を前提要件としている）。
- (3) その上、係争「全日美」二商標は著名商標ではないため、商標法第 70 条のみなし侵害の適用要件にも適合しない。
- (4) 公平交易法第 22 条（旧法第 20 条）の「表徴」についても、著名表徴を要件としており、裁判所は係争商標が著名表徴の要件を満たさないと判断したため、本件も公平交易法第 22 条の違反を構成しない。
- (5) 権利者は二審に上告したとき、公平交易法第 25 条（旧法第 24 条）の、事業は取引の秩序に影響を与えるに足る欺瞞的な又は著しく公正を欠く行為をしてはならない、旨の規定を追加した。それで、第二審裁判所は、本件侵害者の行為が他人の努力の成果を搾取して著しく公正を欠く行為に該当するとして、権利者が勝訴する判決を下した。

A 社 全日美実業股份有限公司	
B 社 (旧名：「全日美實業股份有限公司」) (現名：「台湾愛生雅股份有限公司」)	
係争商標一	係争商標二
164775	1190590
	
第35類	第35類

新生児・大人用オムツ、ナプキン、衛生・
介護向け商品、医療補助用品…等。

広告の企画・デザイン・製作と広告宣伝
代理及びPR物の配布、広告の製作…等。

【判決内容】

公平交易法と商標法はいずれも商標の保護に関する規定を定めている。商標法においては商標権者の私権に対する保護に重きが置かれているのに対して、公平交易法は以下を目的としている。即ち、他人の表徴を使用することで、混同誤認を引き起こし、又は他人の営業上の信用・名声に便乗し、又は他人の努力の成果を搾取することで、ビジネスにおける競争の本質に違反するおそれがあり、かつビジネス倫理上非難できる場合、公正な競争を維持し、不正行為を制止するために介入することを目的としている。上告人は係争商標の一部の文字をその商号名称の要部としており、その上、被上告人と同一又は類似の大人用オムツ販売の役務に従事していることは、原審で認定されている事実であり、これは即ち被上告人の営業上の信用・名声に便乗する行為に該当し、公平交易法第 25 条の不正競争行為を構成するものとみなす。

【専門家からのアドバイス】

1. 本件侵害者が使用しているのは「会社名称」であって、普通この場合では商標法第 70 条のみなし侵害を適用することにより処理すると考えられている。しかし、みなし侵害は著名商標の権利者しか保護できず、本件のように、権利者の商標がまだ著名の程度に達していないときは、適用される余地がない。
2. 幸いなことに、公平交易法第 25 条は適用範囲が広く、他人の努力の成果の搾取、他人の営業上の信用・名声への便乗、あからさまな剽窃・盗用等も含まれている。簡単にいうと、他人の登録を受けた**著名商標**における文字を自分の会社名とする者は、商標法第 70 条のみなし侵害の規定が直接適用されるが、他人の**非著名商標**における文字を自分の会社名とする者は、依然として公平交易法第 25 条の違反を構成する可能性があり、本件最高裁判所の判決によりこの見解が明示された。
3. よって、事業者が商標法を適用するに際し、侵害者が使用しているのは会社名である時、たとえ権利者の商標が著名商標ではなく、商標法のみなし侵害の要件を満たさなくても、公平交易法第 25 条の規定を適用することにより救済を求めることができることに留意していただきたい。